



6 外国人研修

6-4 研修生のその他の処遇

研修生は労働者ではないため、研修中に事故や疾病が発生した場合、労災補償は受けられません。このため、研修中の事故・疾病に備え、民間保険への加入や研修に係る安全衛生対策を講じることとなっています。

なお、パスポートなどは研修生本人が所持することとなっています。

いわゆる「技能研修制度」(研修により一定水準以上の技術などを修得した者が、技能実習生として実習を行う機関との間で雇用契約を締結し、生産現場での労働を通じてより実践的な技術などを修得する制度)の対象者は、あくまで「労働」を行うこととなり、研修を受けるわけではありませんので、労働関係法律が適用されます。

なお、入管法上の在留資格は「特定活動」です。